



広

報

2010
6/10

No.550

あ

い

づ

ば

ん

げ



今月の内容

川西公民館移転	2～3
高校生のボランティア活動	4
春季検閲	5
子ども手当のお知らせ	6
ごみ排出状況のお知らせ	7
町史編さんだより	8
食育だより	9

ほったな情報	10～11
検診を受けましょう	12
お知らせ information	13～19
私たちの学校	20
7地区だより・戸籍の窓口	21
健康づくり・すこやか	22～23
裏表紙 (チャレンジデー)	

住民のいい場所



川西公民館外観

玄関

高齢者や車椅子の方にやさしいスロープ。



廊下

広々とした廊下で談話や読書が楽しめる空間。

本棚

廊下1面に本棚があり約400冊の蔵書があります。



娯楽スペース

囲碁や将棋、談話ができる快適なスペース。

おむつ交換シート

赤ちゃんのおむつ交換ができる便利なシート。



多目的トイレ

高齢者や子供連れの方も使用しやすい広いトイレ。

小会議室

約8畳の和室。お茶会などに使用ください。



調理実習室

調理台が2台あります。子供会等で使用ください。

会議室（洋）

約40畳の洋室。会議などに最適です。



会議室（和）

約40畳の和室。踊りの練習等も出来ます。

大会議室

約70畳の部屋。広い空間を自由に使用ください。

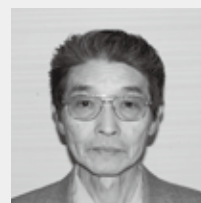


廊下でくつろぐ家族

お子さん、お孫さんと遊びに来てください。

※この他に音楽室、体育館、グラウンドがあります。どうぞご利用ください。

川西公民館移転 (旧川西小学校校跡地へ)



川西公民館長
山内 勇

地区民の集いの場としての公民館に

川西公民館は四月一日より旧川西小学校を改装し、新たにスタートしました。まだ、移転したばかりで整理がつきませんが、財政困難な折、町当局のご配慮に感謝申し上げます。運動場や体育館もすぐ近くにあり、今までと違い、いろいろな事業に利用しやすくなりました。地区民皆様のご希望にそえるように、運営委員・生涯学習推進員と共に地区の皆様が集いの場になるよう努力して参りたいと思います。気軽に立ち寄りください。



生涯学習推進員
佐藤 浩

四月一日から川西公民館に勤務しています。宇内地区の佐藤浩と申します。今年で四十九歳になります。我が地区も例外でなく少子高齢化が進み何を行うのにも大変であります。元氣良く」をモットーに皆様と共に頑張りますので、よろしく願います。

川西公民館の歴史

昭和二十四年四月
昭和三十年四月
昭和五十五年二月
平成十六年四月
平成二十二年四月

川西村立川西公民館となる
町村合併により会津坂下町立川西公民館となる
宇内地区に公民館改築落成により移転
自主公民館事業開始
大上地区の旧川西小学校に川西公民館が移転



旧川西・八幡・片門小学校の写真等が飾られています。入館希望の方は、事前に川西公民館までご連絡ください。

川西公民館使用料早見表 (社会教育関係団体等については使用料はかかりません。)

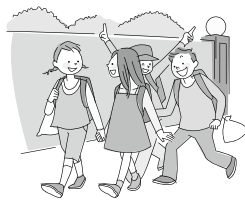
利用区分	使用料金			備考
	午前8時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	
小会議室 (和)	1,000円	1,000円	1,400円	冷暖房使用の場合は使用料に30%を加算する。
会議室 (和)	1,600円	1,600円	2,200円	
会議室 (洋)	1,600円	1,600円	2,200円	
大研修室 (洋)	2,000円	2,000円	2,800円	
音楽室 (洋)	1,600円	1,600円	2,200円	
調理実習室	2,000円	2,000円	2,800円	
体育場 (体育的集会)	1,700円	1,700円	2,200円	
体育場 (体育以外の集会)	6,400円	6,400円	8,300円	
グラウンド	1,000円	1,000円		

- 備考 1. 土曜日、日曜日、祝日等については、原則として昼間のみとする。
2. 会津坂下町以外に居住する者が使用する場合は、この表に定める額にその2分の1に相当する額を加算する。



会津農林高等学校

「子ども見守り隊」発足



識の向上、児童の声かけ事案や事故などから子ども達を守ることでです。

さらに、高校生が児童を見守るだけでなく、自分達も他から見られる立場になることを理解し、服装などの身だしなみや乗車マナー等モラルの向上を図ることを目的に活動します。

4月22日に会津農林高等学校の「子ども見守り隊」発足式が中央・坂下公民館で行われました。

同校では、数年前から地域との連携活動の一環として「高校生の子ども見守り隊」の発足について検討してきました。

平成21年に町育成会より話を頂き、この度、発足する運びとなりました。

活動の趣旨は、地域の防犯意

見守り隊は、生徒16名と担当教諭4名の合計20名で構成され、町内のパトロールや各種団体と連携して活動していきます。

発足式では、生徒会長の渡辺瞬隊長が「子ども達への声かけや地域の人たちと連携し、安全を守りたい」と抱負を述べた後、3班に分かれ町内のパトロールをしました。町中で見かけた時は激励の言葉をかけてください。

会津農林高等学校 「緑の募金」活動

4月23日に会津農林高等学校の森林環境科の生徒が、森林や環境への関心と理解を深め、自ら考え行動する態度を養うことを目的に「緑の募金」街頭活動を行いました。

元気な声で呼びかけをする生徒に引き寄せられ、多数の方より募金の協力いただき、生徒たちは笑顔で活動していました。協力いただいた方に、松ぼっくりで作った炭を差し上げました。



笑顔の生徒と募金をする竹内町長



新入団員を代表して宣誓する
白岩 秀さん(第5分団第1班)



団長より辞令を受ける新女性班員



感謝状を受ける前第7分団長の
長谷川和己氏



会津坂下町消防団 春季検閲式

行進間による小隊訓練の様子(第2分団)

会津坂下町消防団春季検閲式
が4月25日、坂下小学校グラウ
ンドで行われました。式には消
防団員約450名が参加し、整
然と通常点検、小隊訓練、機械
器具点検を受けました。
今年度の新団員39名、新女性
班員9名、新ラッパ隊長1名、
新ラッパ隊員4名に田中団長よ
り辞令が交付され、新入団員を
代表して第5分団第1班白岩秀
さんが力強い宣誓をしました。
その後、消防活動に功労があつ
た下記の団員にそれぞれ表彰状
が贈られました。
また、前第2分団長佐々木勇
人氏と前第7分団長長谷川和己
氏に感謝状の贈呈が行われまし
た。

永年勤続章 【敬称略】

【第一分団】 山垣 睦 廣田 伸介

長島 正博 鈴木 久

【第二分団】 外井 武和 佐藤 圭

【第三分団】 成田 一成 小池 一能

石井 盛一

【第四分団】 小池 勝雄 仙波 秀昭

【第五分団】 青山 一也

【第六分団】 蓮沼 真介 飯塚 正和

【第七分団】 小畑 久栄 田部 義一

功 績 章 【敬称略】

【第一分団】 五十嵐賢司

【第二分団】 渡部 勝浩 岡崎 直樹

【第三分団】 國井 大輔 星 源市

【第四分団】 山田 貴之 山ノ内教之

玉川健太郎

【第五分団】 佐藤 裕司 二瓶 哲雄

【第六分団】 佐藤 誠弥 佐藤 芳弘

精 勤 章 【敬称略】

【第一分団】 玉川 和訓 猪俣 剛

松永 利晃

【第二分団】 荒明 宏行 佐瀬 用高

荒井 博文 山内 徹

小柳 敬司 石井 泰弘

遠藤 奈重 遠藤 博幸

佐藤 好勝

【第三分団】 青木 貴幸 谷津 輝叔

石井 勝 武藤光多郎

【第四分団】 佐藤 貴男 大竹 克章

安部 祐樹 五十嵐和友

二瓶 貴也 佐々木歩岳

齋藤 準 齋藤 隆宏

諸橋 照彦

【第五分団】 佐藤 広幸 関口 弘

井上 敬氏 渡部 勉

【第六分団】 齋藤 純一 渡部 佑

飯塚 佳仁

【第七分団】 渡辺 正幸 椎野 陽介

鈴木 仁

子ども手当のお知らせ

支払い日について	平成22年 6 月10日（木）に児童手当（2、3 月分）及び子ども手当（4、5 月分）を指定口座に振込みましたので、通帳により入金を確認してください。 なお、4 月末に子ども手当の認定請求書用紙を中学 2、3 年生のいる世帯等に送付しましたが、5 月20日まで請求書を町に提出された方についても 6 月10日に口座振込みをしましたので、入金を確認してください。
現 況 届	子ども手当を受給している方で、今回新規に子ども手当の申請をした方以外の方は、「現況届」の提出が必要です。この届出は毎年 6 月 1 日における受給者の要件を確認するものです。この届出がないと、6 月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。 なお、提出が必要な方には関係書類は郵送してありますので、確認してください。
子ども手当の申請について	※新たに申請手続きが必要と思われる世帯あてに、4 月下旬に子ども手当の認定請求書用紙をお送りしましたが、申請手続きはお済でしょうか。 平成22年 9 月30日（木）までに申請すれば平成22年 4 月分から受給することができますが、10月 1 日以降の申請では、受付日の属する月の翌月分からの受給となります。早めに申請をしてください。 ※子ども手当の認定請求書用紙が届かない場合でも、該当すると思われる世帯がありましたら、お問い合わせください。



子ども手当の趣旨にご理解をお願いします

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。子ども手当を受給した人には、子ども手当の趣旨に従って、子ども手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

子ども手当は、子どもの健やかな育ちのために、子どもの将来を考え、有効に用いていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、万一、子どもの育ちに係る費用である学校給食費や保育料等を滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係のない用途に用いられることは、法律の趣旨に沿いません。子ども手当の趣旨について十分にご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。